

## 今年度の定年退職者等に係る退職手当の激変緩和措置について(案)

### 1 趣旨

給料表の引下げ改定に伴う退職手当への影響を考慮し、今年度の定年退職者等に対して、次のとおり激変緩和措置を実施する。

### 2 内容

令和2年1月1日から同年3月31日の間における定年退職者等に係る退職手当の基本額について、同年1月1日施行の給料表の改定がなかったものとみなした退職日給料月額により算出するものとする。

### 3 実施時期

令和2年1月1日